

返戻金制度について

許可番号 23 - ユ - 302027

株式会社 翔楽

当社は、下記のとおり、返戻金制度を設けております。

記

当社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- | | |
|----------------------------------|-----|
| (1) 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 80% |
| (2) 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 50% |

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

以上